

該当箇所	誤	正
227 頁下段 12 行目	大正四年(一九一五)九月には・・・	大正四年(一九一五)九月には・・・
228 頁上段 2 行目	因みに昭和十九年(一九四〇)九月十一日には、「当町追懐之有志者」(代表望月幸雄)によって、「直盛公三百年法会」が営まれた。	因みに昭和十五年(一九四〇)九月十一日には、「当町追懐之有志者」(代表望月幸雄)によって、「直盛公三百年法会」が営まれた。
428 頁下段 17 行目 429 頁上段 4 行目	この時帰農土着した旧吉見家臣堀弥三兵衛に対して、津和野城および在町の預かりを命ぜられ、臨時的支配となった。更に坂崎氏断絶後も銀山代官より、元和四年(一六一六)亀井氏入城まで先格のとおり弥三兵衛の嫡男平吉が、城および市中預り役を勤めた。	この時帰農土着した旧吉見家臣の堀弥三兵衛の嫡男平吉に対して、津和野城および在町の預かりを命ぜられ、臨時的支配となった。更に坂崎氏断絶後も銀山代官より、元和三年(一六一七)亀井氏入城まで先格のとおり堀平吉が、城および市中預り役を勤め、また、元和四年(一六一八)以後も引き続き亀井氏から市中預り役を命ぜられている(宝暦三年「堀九郎兵衛家由緒書」津和野町郷土館蔵)。